

長野県短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第5号

長野県短期大学学則の一部を改正する規則

長野県短期大学学則（昭和36年長野県規則第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4条」を「第4条の2」に改める。

第2条を次のように改める。

(学科及び専攻科)

第2条 大学に次の学科を置く。

- (1) 多文化コミュニケーション学科
- (2) 生活科学科
- (3) 幼児教育学科

2 前項第1号の多文化コミュニケーション学科に専攻課程として国際地域文化専攻、英語英米文化専攻及び日本語日本文化専攻を置き、同項第2号の生活科学科に専攻課程として健康栄養専攻及び生活環境専攻を置く。

3 大学に専攻科として専攻科幼児教育学専攻を置く。

第3条第1項中「大学」を「学科」に、「2年」を「2年とし、専攻科の修業年限は1年」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 学科の学生の在学年限は4年とし、専攻科の学生の在学年限は2年とする。

第4条を次のように改める。

(学生定員)

第4条 学科の学生定員は、次の表のとおりとする。

学 科	専攻課程	入学定員	総定員
多文化コミュニケーション学科	国際地域文化専攻	40人	80人
	英語英米文化専攻	40人	80人
	日本語日本文化専攻	40人	80人
生活科学科	健康栄養専攻	40人	80人
	生活環境専攻	40人	80人
幼児教育学科		40人	80人

2 専攻科の学生定員は、30人とする。

第1章中第4条の次に次の1条を加える。

(点検及び評価)

第4条の2 大学は、その教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、学校教育法第69条の3第2項に規定する認証評価機関による評価を受けるものとする。

第8条中「学科は、共通教養科目」を「学科の学科は、全学共通科目」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項に定めるもののほか、教職に関する科目、司書に関する科目及び司書教諭に関する科目の学科及び履修単位は、別表第2のとおりとする。

3 専攻科の学科及び履修単位は、別表第3のとおりとする。

第9条の前に見出しとして「(単位の修得等)」を付し、同条を次のように改める。

第9条 学科の学生が修得しなければならない単位数は、別表第4のとおりとする。

2 専攻科の学生が修得しなければならない単位数は、必修科目4単位、選択科目26単位以上、合計30単位以上とする。

第10条の見出し及び同条第1項を削り、同条第2項中「、前項に定めるもののほか」を削り、「専門科目」を「科目」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「、第1項に定めるもののほか」を削り、「対応する」の次に「ものとして学長が定める」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 司書の資格を得ようとする者は、図書館法（昭和25年法律第118号）及び図書館法施行規則（昭和25年文部省令第27号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

第10条第4項及び第5項を次のように改める。

4 学校図書館司書教諭免許状を得ようとする者は、第1項に定めるもののほか、学校図書館法（昭和28年法律第185号）及び学校図書館司書教諭講習規程（昭和29年文部省令第21号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

5 保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号

の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法（平成13年厚生労働省告示第198号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

第10条第6項及び第7項を削る。

第10条の次に次の1条を加える。

第10条の2 各学科の単位数は、1単位の学科を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することとし、次の各号に掲げるところにより計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもつて1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもつて1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもつて1単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の学科の単位数は、別に定める。

3 学生は、学年の始めに、その年度に履修しようとする学科及び単位数を学長に届け出なければならない。

第11条第4項を削り、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の成績審査を受けるには、その学年の始めに届け出た学科について、原則として、授業時間の3分の2以上出席していなければならない。

第11条の2を次のように改める。

第11条の2 前条の規定にかかわらず、学長は、教育上有益と認めるときは、学科の学生が他の大学において履修した学科について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、学科において当該学科に相当する別表第1又は別表第2に規定する学科の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学科の学生が外国の大学に留学する場合について準用する。

3 前条の規定にかかわらず、学長は、教育上有益と認めるときは、学科の学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、学科における当該学修に相当する別表第1又は別表第2に規定する学科の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

4 前項の規定により認定することができる単位数は、第1項及び第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

5 前条の規定にかかわらず、学長は、教育上有益と認めるときは、学科の学生が入学する前に学科又は他の大学において履修した学科について修得した単位を、入学した後の学科における当該学科に相当する別表第1又は別表第2に規定する学科の履修により修得したものとみなすことができる。

6 前条の規定にかかわらず、学長は、教育上有益と認めるときは、学科の学生が入学する前に行つた第3項に規定する学修を、学科における当該学修に相当する別表第1又は別表第2に規定する学科の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

7 前2項の規定により修得したものとみなし、又は認定することのできる単位数は、転入学等の場合を除き、第1項の規定により修得したものとみなす単位数及び第3項の規定により認定した単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

第11条の2の次に次の1条を加える。

第11条の3 第11条の規定にかかわらず、学長は、教育上有益と認めるときは、専攻科の学生が入学する前に、他の大学において履修し、又は大学若しくは短期大学の専攻科で学修した学科について修得した単位を、15単位を超えない範囲で、入学した後の専攻科における当該学科に相当する別表第3に規定する学科の学修により修得したものとみなすことができる。

第12条の見出しを「(卒業及び修了)」に改め、同条中「第10条第1項」を「第9条第1項」に、「者」を「学科の学生」に改め、同条に次の1項を加える。

2 1年以上在学し、第9条第2項に定める単位を修得した専攻科の学生は、修了の要件を備えたものとし、学長が修了を認定して修了証書を授与する。

第12条の2を次のように改める。

(免許状又は資格)

第12条の2 学科において第10条第1項から第4項までの単位を修得し、かつ、前条第1項の卒業の要件を備えたことにより得られる免許状又は資格は、次の表のとおりである。

学科	専攻課程	免許状又は資格
多文化コミュニケーション学科	国際地域文化専攻	司書
	英語英米文化専攻	中学校教諭二種免許状（外国語（英語）） 司書 学校図書館司書教諭免許状
	日本語日本文化専攻	中学校教諭二種免許状（国語） 司書 学校図書館司書教諭免許状
生活科学科	健康栄養専攻	中学校教諭二種免許状（家庭） 学校図書館司書教諭免許状 栄養士
	生活環境専攻	中学校教諭二種免許状（家庭） 学校図書館司書教諭免許状
幼児教育学科		幼稚園教諭二種免許状

2 第10条第5項の単位を修得し、かつ、学長が別に定める要件を備えたことにより得られる資格は、保育士の資格である。

第13条中「第1学年」を「学科の第1学年」に改め、同条第6号中「その他」を削り、「相当の年齢に達し」を「個別の入学資格審査により」に、「認めた者」を「認めた者で、18歳に達したもの」に改め、同条に次の1項を加える。

2 専攻科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当し、大学が行う入学者の選抜に合格し、かつ、学長が許可した者とする。

- (1) 大学（他の大学を含む。）を卒業した者
- (2) その他大学において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第14条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「うえ、」を「うえ、学科に」に改める。

第16条第1項中「入学（転入学又は再入学を含む。）」を「学科に入学」に改め、「（様式第1号）」を削り、「、保健所又は病院若しくは診療所の医師の発行する健康診断書」を「その他学長が別に定める書類」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「つど」を「都度」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 専攻科に入学しようとする者は、入学願書に、学長が別に定める書類及び入学審査料を添えて、学長に提出しなければならない。

第17条第1項中「様式第2号」を「様式第1号」に改める。

第27条第2項中「2年」を「学科にあつては2年、専攻科にあつては1年」に改める。

第28条第1項中「様式第3号」を「様式第2号」に、「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

第29条中「様式第5号」を「様式第4号」に、「様式第6号」を「様式第5号」に改める。

第34条及び第35条中「学生」を「女子学生」に改める。

別表を次のように改める。

(別表第1)(第8条関係)

1 全学共通科目

区分		学科目及び単位数(数字で示す。)	
		必修	選択
新入生ゼミナール科目	新入生ゼミナール2		
総合教育科目	A群		日本語コミュニケーション2 文学2 音楽の世界2 子どもを考える2 思想と人間2 女性学概論2
	B群		日本国憲法2 経済学2 社会学で解く現代社会2 ボランティア論2 歴史学へのいざない2 社会福祉論2
	C群		行動の科学としての心理学2 身近な化学2 生物学2 福祉工学2 現代科学技術2 情報機器論2
	演習		情報機器の操作2 総合演習2
外国語科目	英語科目		英語ⅠA1 英語ⅠB1 英語ⅡA1 英語ⅡB1 英語コミュニケーションⅠA1 英語コミュニケーションⅠB1 英語コミュニケーションⅡA1 英語コミュニケーションⅡB1
	第二外国語科目		ドイツ語Ⅰ1 ドイツ語Ⅱ1 フランス語Ⅰ1 フランス語Ⅱ1 中国語Ⅰ1 中国語Ⅱ1 ハングルⅠ1 ハングルⅡ1
保健体育科目	健康と運動Ⅰ1	健康と運動Ⅱ1 健康運動科学2	
専門開放科目	A群		英米の言語文化Ⅰ2 英米の言語文化Ⅱ2 日本文学概論2 中国文学の世界2 日本語の世界2 文学の発生2 映画と文学2 日本の近代文学2 日本の文化と社会2 イギリスの文化と社会2 アメリカの文化と社会2 人間と文化2 ことばと文化2 地域と文学2 地域とことば2 生涯学習概論2 保育内容総論2 日本の中近世文学2 比較文化2
	B群		地域福祉論2 アジアの歴史2 日米関係論2 社会心理学2 日本政治論2 長野地域社会研究2 地域経済史2 アメリカの歴史2 ヨーロッパの歴史2 日本現代史2
	C群		食事計画論1 発達心理学2 現代生活論(家庭経営学及び家族関係学を含む。)2

- (備考) 1 多文化コミュニケーション学科国際地域文化専攻の学生は、総合教育科目の演習のうち「情報機器の操作」並びに外国語科目の英語科目のうち「英語ⅠA」、「英語ⅠB」、「英語コミュニケーションⅠA」、「英語コミュニケーションⅠB」、「英語コミュニケーションⅡA」及び「英語コミュニケーションⅡB」を履修できない。
 2 多文化コミュニケーション学科英語英米文化専攻の学生は、総合教育科目の演習のうち「情報機器の操作」及び外国語科目の英語科目に掲げる学科目を履修できない。
 3 幼児教育学科の学生は、新入生ゼミナール科目の「新入生ゼミナール」を履修できない。
 4 専門開放科目については、当該科目が専門教育科目に指定されている学科の学生は履修できない。

2 専門教育科目

区分	学 科 目 及 び 单 位 数 (数字で示す。)		
	必 修	選 択	学科共通選択
多文化コミュニケーション学科 国際地域文化専攻	英会話ⅠA1 英会話ⅠB1 英語A1 英語B1	英語表現A1 英語表現B1 時事英語1 アジア研究2 アメリカ研究2 ヨーロッパ研究2 国際政治論2 国際経済論2 演習「アメリカ研究」4 演習「アジア研究」4 演習「ヨーロッパ研究」4 演習「国際政治論」4 演習「国際経済論」4 情報ネットワーク2 日本経済論2 人間関係論2 日本現代史2 地域社会学2 地域福祉論2 地域経済論2 演習「情報ネットワーク」4 演習「人間関係論」4 演習「日本現代史」4 演習「日本経済論」4 演習「地域社会学」4 英会話ⅡA1 英会話ⅡB1 情報リテラシー1 情報表現法2 国際文化研究2 比較文化2 アジアの歴史2 アメリカの歴史2 ヨーロッパの歴史2 国際関係研究I 2 国際関係研究II 2 ヨーロッパ統合と現代世界2 日米関係論2 現代の金融2 国際金融論2 社会心理学2 日本政治論2 地方行政論2 長野地域社会研究2 地域経済史2 社会調査法2	多文化主義論2 日本の文化と社会2 アジアの文化と社会2 イギリスの文化と社会2 アメリカの文化と社会2 異文化理解2 人間と文化2 ことばと文化2 地域と文化2 地域と文学2 地域ことば2 生涯学習概論2 コミュニケーション論2 市民活動論2 情報検索演習1
多文化コミュニケーション学科 英語英米文化専攻	English Grammar A・B 2 Reading II 1 Reading III 1 Reading IV 1 Reading V 1 English Communication I A・B 2 English Communication II A・B 2 Listening Comprehension I A・B 2 Listening Comprehension II A・B 2 Current English A・B 2 イギリスの文学I 2 イギリスの文学II 2 アメリカの文学2 英語学2 比較文化2	演習「イギリスの文化I」A・B 2 演習「イギリスの文化II」A・B 2 演習「アメリカの文化」A・B 2 演習「英語学」A・B 2 演習「情報ネットワーク」A・B 2 Reading I 1 English Communication III A・B 2 English Communication IV A・B 2 英語情報演習A・B 2 情報ネットワーク2 英米の言語文化I 2 英米の言語文化II 2 ヨーロッパ研究2 アメリカの歴史2 ヨーロッパの歴史2 日本の中近世文学2 詩歌の歴史・中国篇2 比較文学2	
多文化コミュニケーション学科 日本語日本文化専攻	日本文学概論2 詩歌の歴史・日本編2 散文の歴史・日本編2 古代文学基礎演習2 近世文学基礎演習2 近代文学基礎演習2 中国文学の世界2 中国文学基礎演習2 日本語の世界2 日本語基礎演習2 日本現代史2 卒業研究4	日本近代文学史2 文学の発生2 映画と文学2 日本の中近世文学2 古代文学演習2 近世文学演習2 近代文学演習2 日本の近代文学2 詩歌の歴史・中国編2 中国文学演習2 日本語演習2 書道芸術論2 書道2 比較文学2 比較文化2 英米の言語文化I 2 英米の言語文化II 2	

	<p>生活科学科 健康栄養専攻</p> <p>食生活論（食物学を含む。）2 生活統計学2 栄養学総論2 栄養学各論I2 栄養学各論II2 食品学2 食品学実験1 解剖生理学2 解剖生理学実習1 生化学実験1 栄養指導論2 基礎有機化学2 調理学2 調理学実習I1 環境科学2</p> <p>公衆衛生学I2 公衆衛生学II2 社会福祉概論2 生化学I2 生化学II2 病理学1 運動生理学2 食品加工学2 食品加工学実習1 食品衛生学2 食品衛生学実習1 栄養学実験1 栄養学各論実習1 臨床栄養学I2 臨床栄養学II2 臨床栄養学実習1 栄養管理学実習1 栄養指導論実習1 公衆栄養学概論2 調理学実習II1 調理学実習III1 食事計画論1 給食実務論2 給食管理実習（学内）1 給食管理実習（学外）1 栄養カウンセリング論1 生活微生物学2 現代生活論（家庭経営学及び家族関係学を含む。）2 住環境とインテリア（住居学を含む。）2 衣服の機能とデザイン（被服学を含む。）2 生活と経済（家庭経済学を含む。）2 保育学（実習を含む。）2 生活素材と環境（繊維科学を含む。）2 アパレル環境実習（被服製作を含む。）1 生活環境と科学技術2 食生活特殊研究2</p>		
	<p>生活科学科 生活環境専攻</p> <p>生活環境科学概論2 現代生活論（家庭経営学及び家族関係学を含む。）2 住環境とインテリア（住居学を含む。）2 衣服の機能とデザイン（被服学を含む。）2 生活環境と科学技術2 生活環境と人間工学2 生活環境とアパレル2 生活環境と健康2 生活環境と化学2 生活工学演習1 人間工学実験2 アパレル環境実習（被服製作を含む。）2 環境衛生学実験1 生活環境化学実験2</p> <p>生活環境とエネルギー2 生活環境と安全2 生活素材と環境（繊維科学を含む。）2 生活環境とデザイン2 生活デザイン演習1 運動生理学2 食生活論（食物学を含む。）2 食品科学2 栄養学2 調理学実習1 人間関係論2 保育学（実習を含む。）2 生活と法律2 生活と経済（家庭経済学を含む。）2 簿記会計2 生活と情報技術I1 生活と情報技術II1 実用英会話I1 実用英会話II1 生活環境ゼミナール4</p>		
	<p>幼稚教育学科</p> <p>教師入門セミナー2 幼児教育学（保育思想史、家庭教育を含む。）4 発達心理学2 保育内容総論（人間関係、環境等を含む。）2 ピアノのレッスンI2 幼児の音楽教育2 造形演習I2 造形の指導I1 造形の指導II1 幼児体育内容論（自然体験活動を含む。）2 幼児体育方法論2 幼児の言語（児童文学を含む。）2 幼児教育学総合演習4</p> <p>発達心理学演習I2 発達心理学演習II2 行動分析学2 生活2 教育方法論2 保育臨床相談（障害児保育を含む。）2 保育原理4 教育心理学2 小児保健I2 小児保健II2 小児保健実習1 社会福祉2 造形演習II2 身体表現の指導2 幼児の音楽指導2 ピアノのレッスンII2 教育実習4 教育実習の指導2 幼児教育課程論2 指導法の研究2 保育実習の指導1</p>		

(別表第2)(第8条関係)

区分		学科目及び単位数(数字で示す。)	
		必修	選択
教職に関する科目	多文化コミュニケーション学科 英語英米文化専攻 日本語日本文化専攻 生活科学科		中学校教師入門セミナー2 現代社会と子どもの教育2 教育心理学2 教育方法論2 英語科教育法2 国語科教育法2 家庭科教育法2 道徳の指導法1 特別活動の指導法1 カウンセリング・教育相談I2 カウンセリング・教育相談II2 教育実習4 教育実習の指導1
司書に関する科目	多文化コミュニケーション学科	図書館概論2 図書館経営論1 図書館サービス論2 情報サービス概説2 レファレンスサービス演習1 図書館資料論2 資料組織概説2 資料組織演習2 児童サービス論1	図書及び図書館史1 図書館特論1
司書教諭に関する科目	多文化コミュニケーション学科 英語英米文化専攻 日本語日本文化専攻 生活科学科	学校経営と学校図書館2 図書館資料論2 資料組織概説2 学習指導と学校図書館2	

別表第2の次に次の別表を加える。

(別表第3)(第8条関係)

区分		学科目及び単位数(数字で示す。)		
		必修	選択	
専攻科幼児教育学専攻	幼児教育学専修研究4		社会福祉援助技術2 児童福祉2 養護原理2 小児栄養2 精神保健2 家族援助論2 乳児保育2 養護内容1 保育実習I(保育所実習)2 保育実習I(施設実習)2 多文化保育2 ピアノのレッスンIII2 保育実習II4 保育実習III4 保育実習研究1	

(別表第4)(第9条関係)

学科	専攻課程	全学共通科目	専門教育科目			
			必修	選択	学科共通選択	合計
多文化コミュニケーション学科	国際地域文化専攻	11単位以上	4単位	34単位以上	12単位以上	68単位以上
	英語英米文化専攻	11単位以上	26単位	10単位以上	12単位以上	62単位以上
	日本語日本文化専攻	11単位以上	26単位	10単位以上	12単位以上	62単位以上
生活科学科	健康栄養専攻	13単位以上	26単位	23単位以上		62単位以上
	生活環境専攻	11単位以上	26単位	22単位以上		62単位以上
幼児教育学科		14単位以上	28単位	20単位以上		62単位以上

(備考) 全学共通科目の単位数には、総合教育科目及び専門開放科目から6単位以上(生活科学科健康栄養専攻にあつては総合教育科目及び専門開放科目のA群から4単位以上、かつ、B群から4単位以上)修得した単位数並びに外国語科目から2単位以上(多文化コミュニケーション学科国際地域文化専攻及び英語英米文化専攻にあつては第二外国語科目から2単位以上、幼児教育学科にあつては英語科目から2単位以上)修得した単位数を含むものとする。

様式第1号を削り、様式第2号を様式第1号とし、様式第3号を様式第2号とし、様式第4号を様式第3号とし、様式第5号を様式第4号とし、様式第6号を様式第5号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（第3項に係る部分に限る。）、第3条の改正規定、第4条の改正規定（第2項に係る部分に限る。）、第8条に2項を加える改正規定（第3項に係る部分に限る。）、第9条の改正規定（第2項に係る部分に限る。）、第10条第5項の改正規定、第11条の2の次に1条を加える改正規定、第12条の改正規定（見出しを改める部分に限る。）、同条に1項を加える改正規定、第12条の2の改正規定（第2項に係る部分に限る。）、第13条に1項を加える改正規定、第16条の改正規定（第1項を改める部分を除く。）、第27条第2項の改正規定及び別表第2の次に別表を加える改正規定（別表第3に係る部分に限る。）は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年3月31日現に在学する者に係る学科並びにその者の履修すべき学科、単位数及び履修方法については、この規則による改正後の長野県短期大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

文書学事課

勤労者福祉施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第6号

勤労者福祉施設管理規則の一部を改正する規則

勤労者福祉施設管理規則（昭和42年長野県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第1号を次のように改める。

(1) 条例第7条第2項第1号に該当するとき。

ア 全く使用できなかつたとき 100分の100

イ 使用予定時間の2分の1以上を使用できなかつたとき 100分の50

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

労政課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第7号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和47年長野県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「岡谷市」を「東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市」に改める。

様式第1号の第3面中「第7条第3項第4号のヘ」を「第7条第5項第4号のチ」に、「第7条第3項第4号のト」を「第7条第5項第4号のリ」に改め、同様式の第4面及び備考の5中「第4条の6」を「第4条の7」に改める。

様式第5号の第2面中「第7条第3項第4号のヘ」を「第7条第5項第4号のチ」に、「第7条第3項第4号のト」を「第7条第5項第4号のリ」に改める。

項第4号のリ」に改め、同様式の第3面及び備考の5中「第4条の6」を「第4条の7」に改める。

様式第11号の第2面中「第7条第3項第4号のヘ」を「第7条第5項第4号のチ」に、「第7条第3項第4号のト」を「第7条第5項第4号のリ」に改め、同様式の第3面及び備考中「第4条の6」を「第4条の7」に改める。

様式第12号の第2面中「第7条第3項第4号のト」を「第7条第5項第4号のリ」に改め、同様式の第3面中「第4条の6」を「第4条の7」に、「第7条第3項第4号のト」を「第7条第5項第4号のリ」に改め、同様式の第4面中「第4条の6」を「第4条の7」に改め、同様式の備考の2中「当該」を「該当」に改める。

様式第13号の裏面中「第7条第3項第4号のヘ」を「第7条第5項第4号のチ」に、「第4条の6」を「第4条の7」に改め、同様式の備考の1中「第4条の6」を「第4条の7」に、「当該」を「該当」に改める。

様式第14号及び様式第15号中「第7条第3項第4号のイからチ」を「第7条第5項第4号のイからヌ」に改める。

様式第17号中「第17条」を「第18条」に改める。

様式第18号中「第18条」を「第19条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

廃棄物対策課

長野県看護専門学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第8号

長野県看護専門学校管理規則の一部を改正する規則

長野県看護専門学校管理規則（昭和39年長野県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項を次のように改める。

4 学生は、別表第1又は別表第2に規定する科目及び単位数を履

修しなければならない。ただし、次の各号に定める科目及び単位数については、この限りでない。

- (1) 他の養成所等（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号に規定する学校又は同条第2号に規定する看護師養成所をいう。第8条の2において同じ。）において修得を認定された科目及び単位数に相当するものとして校長が特に認めた科目及び単位数
- (2) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省令・厚生省令第1号）別表第3の備考の2又は別表第3の2の備考の3に規定する大学等において修得を認定された科目及び単位数に相当するものとして別表第1又は別表第2に規定する単位数の合計の2分の1を超えない範囲において校長が特に認めた科目及び単位数
- (3) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号に規定する養成施設等において修得を認定された科目及び時間数（社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4の基礎分野の科目及び時間数に限る。）に相当するものとして校長が特に認めた科目及び単位数

第5条の2第2項中「前条第4項ただし書に規定する場合における当該別表第1又は別表第2に規定する」を「前条第4項各号に定める」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

医務課

長野県看護大学学則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第9号

長野県看護大学学則の一部を改正する規則

長野県看護大学学則（平成6年長野県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第14条第7号中「前各号に定めるもののほか、相当の年齢に達し」を「看護大学において、個別の入学資格審査により」に、「認めた者」を「認めた者で、18歳に達したもの」に改める。

別表の必修科目的項目中	精神機能論 精神発達論 精神看護概論	を	
			に改める。
			」

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に長野県看護大学に在学する者が、その際にこの規則による改正前の長野県看護大学学則第11条第1項の規定により修得した精神機能論及び精神看護概論の単位については、それぞれ、この規則による改正後の長野県看護大学学則

（以下「新規則」という。）別表に規定する精神看護概論I及び精神看護概論IIの単位として、新規則第10条に規定する授業科目の単位数に算入する。

医務課

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第10号

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則

長野県看護大学大学院学則（平成10年長野県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第7号及び第2項第5号を削る。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（論文博士）

第14条 学長は、博士後期課程に在学する者以外の者（別に定める要件に該当する者に限る。）から博士の学位論文の審査の申請があつたときは、当該論文の審査及び試験を実施するものとする。

2 学長は、前項の審査及び試験に合格し、かつ、第11条第2項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し、博士の学位を授与する。

別表第1の共通選択科目の項目中「国際看護人材論 2」を

国際看護人材論	2	に改める。
自然科学入門	2	
語法特殊講義	2	

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

医務課

長野県看護大学の授業料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第11号

長野県看護大学の授業料等に関する規則の一部を改正する規則

長野県看護大学の授業料等に関する規則（平成6年長野県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「入学審査料」の次に「、学位論文審査料」を加える。

第4条第1項中「第8条の」を「第8条第1項の」に改め、同条に次の1項を加える。

3 条例第8条第2項の規則で定める者は、長野県看護大学大学院博士後期課程に修業年限以上在学し、所定の授業科目の単位の修得の認定を受け、かつ、博士論文の作成等に関する必要な指導を受けた後に退学した者のうち、退学した日から1年以内に学位論文の審査の申請をしたものとする。

第5条に次の1項を加える。

2 学位論文審査料の免除を受けようとする者は、その旨を記載した書類を、学位論文の審査の申請に合わせて、学長に提出しなければならない。

第7条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

第9条中「別表の備考の1」を「別表の1の備考の1」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

医務課

長野県立病院管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第12号

長野県立病院管理規則の一部を改正する規則

長野県立病院管理規則（昭和39年長野県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「管理」を「管理等」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

(基本方針)

第1条の2 病院は、患者が自己の健康状態について十分な説明を受け、人間としての尊厳を尊重されながら、公平かつ良質で安全な医療を受ける権利を有することにかんがみ、患者中心の医療の推進に努めなければならない。

2 病院は、患者の主体的参加と協力を得て、診療に当たるものとする。

3 病院の長（以下「院長」という。）は、前2項の規定にのっとり、当該病院における診療の方針を別に定め、病院内の見やすい場所に掲示しなければならない。

第2条の表の長野県立須坂病院の項中「内科」を「内科 精神科」に、「耳鼻いんこう科 放射線科 麻酔科」を「耳鼻いんこう科」に、「精神科」を「放射線科 麻酔科」に改め、同表の長野県立阿南病院の項中「内科」を「内科 精神科」に、「耳鼻いんこう科 放射線科 麻酔科」を「耳鼻いんこう科」に、「歯科 精神科」を「放射線科 麻酔科 歯科」に改め、同表の長野県立木曽病院の項中「内科」を「内科 精神科 神経内科」に、「神経内科 精神科 放射線科 麻酔科 リハビリテーション科」を「リハビリテーション科 放射線科 麻酔科」に改め、同表の長野県立こども病院の項中「小児科 神経科 循環器科 小児外科」を「神経科 循環器科 小児科」に、「皮膚科」を「小児外科 皮膚科」に、「放射線科 麻酔科 リハビリテーション科」を「リハビリテーション科 放射線科 麻酔科」に改める。

第3条の表中 「271人」 を 「259人」 に改める。

第4条第4号中「病院の長（以下「院長」という。）」を「院長」に改める。

第7条第2項中「前項」を「院長は、前項」に、「は、速やかに院長から診療券の交付を受けなければ」を「に対し、診療券を交付しなければ」に改める。

第8条第1項中「提出して、院長の許可」を「院長に提出して、その承認」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、法令に特別の定めのある場合及び院長が認めた場合は、この限りでない。

第8条第2項中「前項の規定により入院診療を許可」を「第1項の承認を」に改め、「、必要により」を削り、「ことができる」を「ものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、保証人を立てることが困難であると院長が認めた場合は、この限りでない。

第8条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 院長は、前項の入院申込書の提出を受けた場合には、入院診療の必要がないとき又は病院において必要な診療を行うことができないときを除き、入院を承認するものとする。

第9条中「院長」を「長野県立こども病院の担当する医師」に改める。

第10条の見出しを「(利用者の義務)」に改め、同条第1項中「以下」を「次項において」に、「次の各号に掲げる事項を遵守しなければ」を「診療、入院診療及び病院内の秩序維持に関し院長が定める事項に従わなければ」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「命ずる」を「求める」に改める。

第11条中「一に」を「いずれかに」に、「命ずる」を「指示する」に改める。

第14条中「及び基本診療料の施設基準等（平成14年厚生労働省告示第73号）第3第5号に定める患者」を削る。

第17条第1項中「提出して、所長の許可」を「所長に提出して、その承認」に改め、同条第2項中「規定により施設療養を許可」を「承認を」に改め、「、必要により」を削り、「ことができる」を「ものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、保証人を立てることが困難であると所長が認めた場合は、この限りでない。

第18条第2項中「命ずる」を「指示する」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

医務課県立病院室

長野県総合健康センター管理規則を廃止する規則をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第13号

長野県総合健康センター管理規則を廃止する規則

長野県総合健康センター管理規則（昭和50年長野県規則第23号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

保健予防課